

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の事務取扱規程

〔 昭和36年2月22日
公安委員会訓令第3号 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市、姫路市及び洲本市の集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年神戸市条例第217号、昭和26年姫路市条例第1号及び昭和25年洲本市条例第177号。以下「公安条例」という。）の事務取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(事務処理の根拠)

第2条 公安条例に関する事務は、警察法施行令（昭和29年政令第151号）附則第19項及び市警察の廃止に伴う経過措置に関する政令（昭和30年政令第79号）第10条の規定により、兵庫県警察の機関又は職員の事務として兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は兵庫県警察職員が行うものとする。

(事務の代行)

第3条 兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）及び公安条例の施行地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）は、集会、集団行進及び集団示威運動（以下「集会等」という。）の許可（必要な条件を付け、又は条件を変更することを含む。）を公安委員会の名において代行することができる。

(事務処理の要領)

第4条 所轄警察署長は、集会等の許可申請を受理した場合は、次の各号により処理しなければならない。

- (1) 集会等が当該申請を受理した警察署の管轄区域内のみで行われるもので、かつ、当該集会等の実施が公共の安寧を保持するうえに直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合のほかは、速やかに許可すること。
- (2) 集会等が2以上の警察署の管轄区域にわたって行われるものであるときは、次によるものとする。

ア 神戸市内各警察署にあっては、許可申請書に集会等許可進達書（様式第1号）を添付し、速やかに本部長に報告すること。

イ 姫路市内各警察署にあっては、集会等の主たる開催地を管轄する警察署長が、その集会等の実施される地域を管轄する他の警察署長の意見を聞き、その集会等の実施が公共の安寧を保持するうえに直接危険を及ぼ

すと明らかに認められる場合のほかは、速やかに許可すること。

- (3) 集会等の実施が公共の安寧を保持するうえに直接危険を及ぼすと明らかに認められ、不許可にすることを必要と認めるときは、許可申請書に集会等不許可処分進達書（様式第2号）を添付し、速やかに公安委員会に報告すること。

（本部長の事務処理）

第5条 本部長は、前条第2号アに規定する報告を受理したときは、その集会等が行われる地域を管轄する警察署長の意見を聞き、その集会等の実施が公共の安寧を保持するうえに直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合のほかは、速やかに許可をしなければならない。

- 2 本部長は、前条第2号アに規定する報告を受理した場合において、その集会等の実施が公共の安寧を保持するうえに直接危険を及ぼすと明らかに認められ、不許可にすることを必要と認めるときは、許可申請書に集会等不許可処分進達書を添付し、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

（許可等の記載様式）

第6条 本部長及び所轄警察署長は、集会等を許可したときは、その旨を許可等の記載様式（様式第3号）により、許可申請書の余白に記載し、その集会等が実施される日時の24時間前までに主催者又は連絡責任者に交付しなければならない。

- 2 集会等を不許可したときは、その旨を許可等の記載様式の3により、許可申請書の余白に記載し、その集会等が実施される日時の24時間前までに主催者又は連絡責任者に交付するものとする。

（条件）

第7条 本部長及び所轄警察署長は、集会等を許可する場合において、公共の安寧を保持するため必要があると認め条件を付けるときは、許可書（許可する旨記載した許可申請書をいう。以下同じ。）に条件書（様式第4号）を添付して主催者又は連絡責任者に交付しなければならない。

- 2 本部長及び所轄警察署長は、集会等の許可に条件を付けた場合において、公共の安寧を保持するため緊急の必要があると明らかに認められ、条件を変更するときは、条件変更通知書（様式第5号）により、直ちに主催者又は連絡責任者に通知しなければならない。

（報告）

第8条 本部長及び所轄警察署長は、第3条から第5条までの規定により集会等の許可をした場合は、集会等許可取扱報告書（様式第6号）により、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(許可の取消し)

第9条 本部長及び所轄警察署長は、許可した集会等の実施が公共の安寧を保持するため緊急の必要があると明らかに認められ、その集会等の許可を取り消す必要があると認められるに至ったときは、その理由を直ちに公安委員会に報告しなければならない。

(許可の取消しの通知)

第10条 集会等の許可を取り消した場合は、その主催者又は連絡責任者に対し許可取消通知書(様式第7号)を交付して、通知するものとする。

(市議会に対する報告)

第11条 集会等を不許可にし、又は許可を取り消した場合における神戸市、姫路市又は洲本市の議会に対する報告は、集会等不許可(許可取消)処分報告書(様式第8号)により、速やかに当該市の議会に報告するものとする。

(受領書)

第12条 本部長又は所轄警察署長は、集会等の主催者又は連絡責任者に許可書、条件変更通知書、不許可通知書(許可しない旨記載した許可申請書をいう。)、許可取消通知書等を交付するときは、受領書(様式第9号)を徴収し、許可申請書とともに保管しなければならない。

(取扱簿)

第13条 本部長又は所轄警察署長は、集会等許可申請取扱簿(様式第10号)を備え付け、許可申請の取扱い状況を明らかにしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和36年3月1日から施行する。

(神戸市公安条例に関する事務取扱要領等の廃止)

2 神戸市公安条例に関する事務取扱要領(昭和30年兵庫県公安委員会訓令第11号)及び市町村公安条例に関する事務取扱要領(昭和29年兵庫県公安委員会訓令第12号)は、廃止する。

附 則 平成6年3月31日

公安委員会訓令第1号

1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。